

議案第4号 令和7年度中野市区長会役員の選出について

中野市区長会会則第5条の規定により、以下の役員を選出する。

なお、選出方法については第6条第1項の規定による。

令和7年2月21日 提出
令和7年2月 日 決
中野市区長会長 鈴木 浩史

職	氏名	区名	備考
会 長			
副会長			
〃			
〃			
〃			
理 事			
〃			
〃			
〃			
〃			
〃			
〃			

(参考) 各地区区長会 正副会長名簿

地区名	会長	副会長		
中野	土屋慎治	北村 真	佐藤三男	
日野	羽片定良	上原正幸	依田政雄	
延徳	藤牧浩幸	小根沢 勝		
平野	勝山裕二	下田由宏	永峯 昇	向井和俊
高丘	松島一裕	湯川雅望	久野 仁	
長丘	山岸静雄	佐々木 正	渋谷善彦	池田 誠
平岡	清水宏彰	湯本 章	小玉治史	
科野	堀内純雄	田中 章	池田武久	
倭	岸田広昭	宮澤 整		
豊津	高橋精一	成澤武志		
上今井	坂口茂木	神田知徳		
永田	鈴木義彦	高野順一	坂本 洌	

6 その他

(1) 区長会事務局からの連絡事項

① 事務局へ届出するもの

ア 世帯数の異動報告

異動の都度報告する。(電話、FAX、メール可)

報告先	中野市区長会事務局（中野市 くらしと文化部 市民協働推進室内）
	電 話 22-2111（内線455）
	F A X 22-5923
	メール kyodo@city.nakano.nagano.jp

② 区長会の申し合わせ事項

ア 区民の脱退及び編入について

区の区画は原則として大字界としているので、区民から区の区域を越えて転入の届出があった場合は、関係区の同意を得るものとする。

イ 給付事業について

・ 給付対象について

区の行事に関連して、交通安全協会の事業、体育行事及びPTA等に出役した場合の災害も給付の対象とする。

・ 基金積立金について

基金積立金については、予算以上の給付額が発生した場合に対応するため、継続することを理事会において確認した。

・ 市からの補助金について

市の補助金交付規則の制定に基づいて、区の活動を支援するため、中野市区長会が行う給付事業に対し、予算の範囲内かつ給付実績の1/2以内で補助金を受けけることを理事会において確認した。

ウ 火事見舞いについて

市内において火災が発生した場合に、隣接する区が出火区に対し行っていた火事見舞いについては行わないものとする。(平成24年度第3回理事会決定事項)

エ 区における新役員就任挨拶について

新役員就任に伴う市役所への就任挨拶については行わないものとする。なお、相談窓口等の資料とするため、職務内容等の資料が年度当初に市から情報提供されます。(平成24年度第4回理事会決定事項)

オ 物資あっせんについて

会長が通知するもの以外の物資あっせんは行わないものとする。

カ 文書配布について

中野市から依頼される全戸配布文書等の配布を行う。

- ・ 広報紙などの全戸配布物について

令和4年4月からのポスティング方式導入に伴い、業者（シルバー人材センター）が毎月5日～10日の間に、全戸へ直接配布する。

- ・ ポスティング方式で配布できないものについて

令和4年4月からポスティング方式を導入しているが、次のものはこれまで同様、区を経由した配布（市から組長等へ発送し、組長等から各戸へ配布）となる。発送は、毎月5日のみ（月1回）となる。

- ・ 市内一円ではなく、特定の区や地区を限定する配布
- ・ 募金や共済加入の依頼といった取りまとめが必要なもの

- ・ 回覧板を利用した回覧について

市からの各区への回覧の依頼については、令和2年5月から休止となっている。なお、各区が独自に行う回覧については、各区の判断による。

- ・ 区長あて文書の一括送付について

市の各部署から各区長へ送付される文書については、これまでどおり、急を要するものを除き、毎月5日と20日にまとめて発送（郵送）します。

キ 令和7年度の各種募金・会費等について

各団体から要請のあった令和7年度の各種募金・会費等は下表のとおり。

区分	金額	納期	担当課等
①規約に定める会費・総会で議決を経たうえで各区に対して納入をお願いする会費			
中野市衛生自治会会費	60 ※実質負担は0円	— ※集金なし	生活環境課
中野市社会福祉協議会会費	300	6月	社会福祉協議会
中野市区長会給付事業負担金	50	-	市民協働推進室
②各種事業に対する募金			
緑の募金	200	5月	農業振興課
中野ションションまつり戸別寄付金	150	6月	商工観光課
日赤活動資金募金	400	6月	社会福祉協議会
社会を明るくする運動募金	30	8月	福祉課
赤い羽根共同募金	640	12月	社会福祉協議会
合 計	1,830		

※市区長会給付事業負担金については、行政推進事務委託料から負担金納入分を控除することにより、市区長会への納入は必要なくなりますが、区民から集金してください。

※上記のほか、地区によっては地区社協会費、青少年健全育成会会費などがあります。

ク 市から区長への感謝状について

各地区からの意見として、感謝状は一切不要、市区長会長のみでよいという声があった一方、区長全員に贈呈してほしいという声もあった。令和3年度の理事会で協議した結果、区長全員に贈呈してほしいという声を尊重し、「従来どおり区長全員を対象とする」ことに決定した。

（総会当日、各地区分を地区区長会長へお渡ししますので、各区長へ贈呈をお願いします。）

③ その他

ア 安否確認サービスについて

メールアドレスを登録いただき、有事の際に事務局からメール配信を行うサービスです。

令和5年度から災害時における対応を補助するツールとして、安否確認サービスを導入しており、3月ごろに登録方法についてご案内しますので、ご登録をお願いいたします。

（令和5年度に、能登半島地震の際に各区で被害の有無について送信を行いました。）

イ 各種補助金等の受け取り口座の一本化について

令和6年10月10日に開催された中野市区長会理事会で協議を行い、令和7年度から市会計システムに補助金等を受け取る区代表口座を1つ登録することで、原則として区長名で申請・請求する補助金等は代表口座で受け取りすることとなりました。

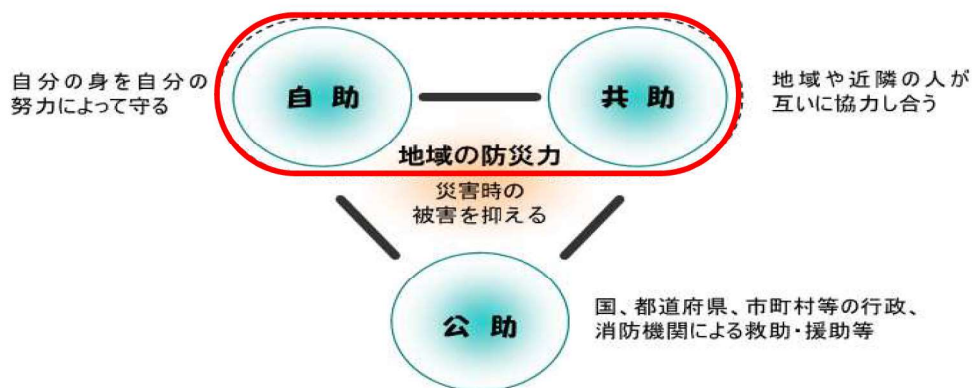
自主防災組織のすすめ

令和6年は1月1日の能登半島地震に始まり、8月8日の日向灘地震の発生による南海トラフ地震臨時情報の発表、台風10号による各地の甚大な被害等、災害が頻繁に発生しています。

能登半島地震の発生時、石川県珠洲市では市の職員の登庁率は20%、輪島市、七尾市では39%にとどまり、自治体の災害対応が出来ない状態でした。（共同通信調べ）

また、消防、警察も同様で、助けを求める人のもとへ駆けつけることが出来ない状態が続きました。

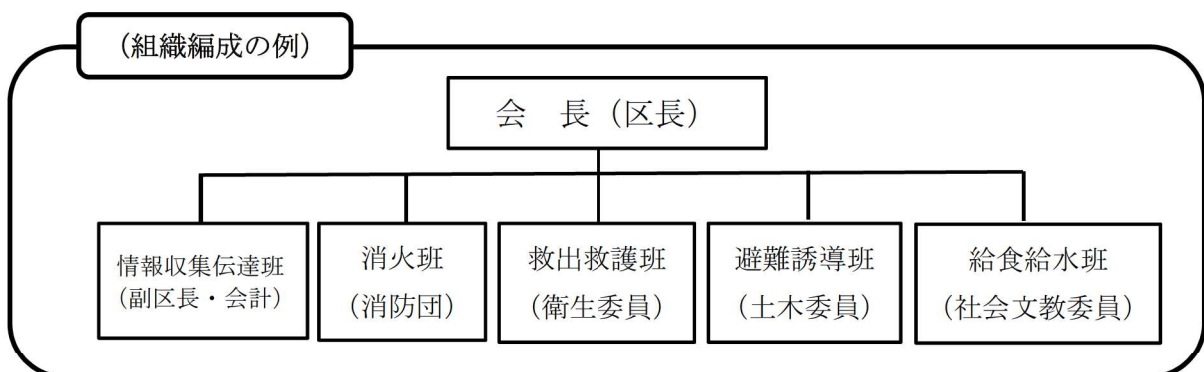
このような中、重要視されているのが地域の実情をよく知っている「自主防災組織」です。地域をよく知っているからこそ「迅速」で「細やかな」対応ができます。



災害の初期は、地域の自主防災組織が非常に重要となります。一番の強みは、何処に誰が住んでいるか分かっているため、安否確認がいち早く出来ることです。

組織の編成は区の実情や規模により様々です。

最初は難しく考えず、区の組織をそのままあて職で充て、徐々に見直していくのがスムーズです。この機会に自主防災組織の設立を考えてみましょう。



自主防災組織が、活動のために購入する物品には補助があります！！

- ・購入費用の2/3補助！！
※購入費30万円だとすると20万円の補助！
- ・補助物品の例は裏面へ

※補助割合は令和9年度には1/2となる予定です。

※市の予算内での補助です。予算オーバーとなった場合、次年度の補助となる場合があります。